

洞爺湖町町環境基本条例に関するパブリックコメントに対する考え方について

項 目	意 見 概 要	町 の 考 え 方
第 1 条関係	<p>基本原則を明確にする。</p> <p>「条例第 1 条」は、「町民の健康でかつ文化的な生活を営むことのできる環境を確保する」としています。しかし、これでは、経済発展とのかねあいとか、技術的に可能かどうかなどといった条件により、「環境保全の基準に経済活動を調和させる原則」があいまいにされる危険性があります。</p> <p>「町民は良好な環境のもとで、健康で安全、快適な生活をいとなむ権利を有する」こと、そのためには「町、事業者及び町民は、良好な環境を保全し、未来に引き継ぐ責務を負う」ことを明記するべきではないか。</p>	<p>「私たちは、だれもが安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に引き継いでいく責務を有している。」として前文に明記しているところです。</p>
第 4 条から第 6 条関係	<p>汚染原因者責任の原則を明確にすること。</p> <p>「町、町民、事業者の責務」の中に、汚染原因者の責任が記されていません。これでは、汚染や公害、環境破壊が起こった場合、原因者負担があいまいにされる結果を招く可能性があります。また、汚染原因者負担を明確にすることが環境破壊の抑止にもつながります。汚染原因者が被害者救済や環境の復元の費用負担を負うことを明記するべきではないか。</p> <p>また、「条例骨子」で町民、事業者が「努めること」、「義務を有する」とされている、環境負荷の少ない生産構造等への転換については、廃棄物の発生抑制の実効性を強めるため「事業者は少資源、デユース、リサ</p>	<p>「汚染原因者が被害者救済や環境の復元の費用負担を負うこと」については、第 6 条中に「その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。」と明記しているところです。</p> <p>「事業者は省資源、デユース、リサイクル等、環境保全と両立する生産、流通、消費構造を作り出す方向で必要な施策を行うこと」</p>

	<p>イクル等、環境保全と両立する生産、流通、消費構造を作り出す方向で必要な施策を行うこと」と明記するべきではないか。</p>	<p>については、第6条第3項に明記しているところです。</p>
<p>第8条関係</p>	<p>環境保全基準を定め「環境保全委員会」を設置することを明記するべきではないか。</p> <p>「第8条関係」は「町長は、環境施策の総合的、計画的な措置を図るため、環境基本計画を定める・・・」としていますが、保全すべき基準が明確にされなければ、計画も実効性もとぼしいものになりかねません。自然環境や景観保全などの環境保全基準を策定し、基準を達成するための「環境保全（基本）計画」を定めること。また、科学的解明が完全になされていないという理由で、環境悪化を予防する措置を遅らせてはなりません。環境基準が定められていないものについても、人体、生活環境に影響を及ぼす危険性のあるものについては、環境基準を定める対象とすること。</p> <p>「環境審議会」は環境保全に必要な調査、改善命令などが行える権限を持ったものとし、住民代表が参加できるもの（公募も含め）とするべきではないか。</p>	<p>「環境保全委員会」の設置や、「環境保全（基本）計画」については、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>「環境審議会」は、環境基本条例に基づく環境基本計画の審議、条例内容の見直しなど、環境の保全及び創造に関する全般的な審議を行う町長の諮問機関であり、委員については、環境に関し見識のある者のうちから町長が委嘱することとしており、当然公募も対象と考えております。</p>

洞爺湖町町環境基本条例に関するパブリックコメントに対する考え方について

項 目	意 見 概 要	町 の 考 え 方
第 1 6 条関係	<p>地下水保全、水源地保全も記載すること。</p> <p>町内で水道水として利用する水源には、地下水や湖水の依存度が高く、地下水や湖水の保全は町民生活にとってとりわけ重要な課題です。「条例第 1 6 条」は「良好な水環境の保全等」と記されていますが、地下水の水量・水質の保全、水源地の保全を明記するべきではないか。</p>	<p>「地下水の水量・水質の保全、水源地の保全」については、「健全な水環境と安全な水の確保」に含まれるものと考えております。</p>
第 1 9 条関係	<p>住民参加と情報公開の原則を明記する。</p> <p>環境保全をはかる上で住民の運動と行政への参加は極めて重要です。「条例」は、環境施策に、町民が参画する制度的保障について、環境審議会以外に、広範囲な町民が誰でも参加できる意思表示の場、そして町民や事業者などの代表が環境基本計画の進行管理に参加できる場の両方を制度的に保障するものになっていません。同時に「条例第 1 9 条」の「必要な情報を適切に提供しよう努めるもの」と記され、町民参加も情報公開も行政の立場で限定されたものになっており、不十分です。</p> <p>「町は、環境保全対策への住民参加を保障しなければならない」こと、及び「環境保全のために必要な情報を公開しなければならない」こと。</p> <p>また、「環境保全をはかる住民の運動に必要な支援を行うこと」などを明記するべきではないか。</p>	<p>「町は、環境保全対策への住民参加を保障しなければならない」については、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 4 項に明記してあり、環境保全対策への住民参加を妨げるものではありません。</p> <p>「環境保全のために必要な情報を公開しなければならない」については、第 1 9 条に明記しているところです。</p> <p>「環境保全をはかる住民の運動に必要な支援を行うこと」については、第 1 1 条に明記しているところです。</p>

<p>その他</p>	<p>(洞爺湖の日)</p> <p>「町民及び事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境保全に関する活動への参加意欲を高めるため、「洞爺湖の日」を定める。町は、洞爺湖の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。」</p> <p>(環境の状況等に関する報告)</p> <p>「町長は、毎年、環境の状況ならびに町が環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない」</p> <p>を追加されることを求めます。</p>	<p>(洞爺湖の日)の制定については、今後策定予定の「環境基本計画」の中で検討したいと考えております。</p> <p>(環境の状況等に関する報告)</p> <p>「町長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全に及び創造に関する施策の内容を公表するものとする。」を条文として追加することいたします。</p>
------------	--	--